

孤独・孤立対策特命委員会 提言

令和 7 年 5 月 22 日
自由民主党政務調査会
孤独・孤立対策特命委員会

I はじめに

- 孤独・孤立対策については、孤独・孤立状態の「予防」が重要との認識の下、本特命委員会においてこれまで4回にわたる提言により、社会情勢にタイムリーに対応しつつ、政府の対策を主導し、着実に成果を挙げてきた。
- 5回目となる令和7年提言では、これまでの取組の成果・課題を確認するとともに、孤独・孤立対策推進法の施行から1年を経過した今、孤独・孤立対策の目的についての理解醸成を目指し、積み残した課題・新たな課題への重点的な取組を求めていく。
- 昨年「孤独・孤立対策」の大臣の発令がなくなり、「共生・共助」の所掌に包含されたのは未だに「孤独・孤立対策」の目的や意義の共有、そして成果を実感できていないことが考えられる。孤独・孤立対策は政治のリーダーシップが重要であり、改めて、世界唯一の「孤独・孤立対策」をその名に冠する大臣の発令を行うとともに、国際的にも「孤独・孤立対策」を担当する大臣として主導的な立場を果たしていくべきである。

II 令和7年度に特に取り組むべき事項

1 こどもの自殺対策

- 令和6年の一年間で、小中高校生の自殺者数が 529 名と過去最多となった。近年、こどもの自殺者数は増加傾向にあり、特に、女子中高生の自殺者数は急増している。
- こども・若者の自殺は社会全体の問題として捉え、その対策に特に重点的に取り組むことが必要であり、令和7年2月に、特命委員会の下に「こどもの自殺対策 PT」(以下「PT」という。)を設置し、6回にわたりヒアリングを実施してきた。
- ヒアリングを通じ、①こども・若者により多様な居場所をつくること、②自殺未遂の経験があるこども・若者に対しては、医療・警察・保健・教育・福祉等が連携して対応し、一時的にではなく伴走型で支援を行うこと、③こども・若者の自殺が生じた場合に様々なルートからその要因等の情報を収集することができる体制を構築し、その後の対策に繋げることが重要であることが明らかになった。
- このため、別添のとおり提言をとりまとめ、より一層の取組の強化を求める。

2 孤独・孤立対策

- 地方版官民連携プラットフォームや孤独・孤立対策地域協議会を立ち上げる段階の地方公共団体への伴走支援を行うべき。各地方公共団体の既存の会議体の活用・連携も重要であり、好事例を示すだけでなく、地方公共団体の失敗や苦勞、会議体をどう組み合わせたかの工夫等を具体的に把握し、横展開することが必要。
- 地域の NPO 等による孤独・孤立状態の「予防」の観点からの「緩やかなつながり」を築けるような多様な「居場所」づくりも重要。つながりサポーターを通じた啓発に引き続き取り組むとともに、国において、地方公共団体と連携しつつ、支援の担い手の育成を含め、NPO 等の取組をしっかりと支援するべき。一方で、NPO 等の活動の評価の在り方についても検討が必要。
- 望まない孤独・孤立状態にある人を誰ひとり取り残さない社会の実現に向け、社会全体の理解と協力の深化が必須である。そのためには、平時からの幅広い周知・啓発や「孤独・孤立対策強化月間」の更なる活用等を通じながら孤独・孤立対策の広報・啓発の強化を図るべき。
- 「孤独・孤立相談ダイヤル #9999」については、電話以外の相談手法(SNS など)の取組も始まったが、NPO等と連携しながら相談窓口の利便性向上に向けた運用の在り方についての検討も必要。
- 我が国の取組や知見を海外に発信し、「政策の輸出」に努め、主導的な役割を果たす観点から、日本の特色ある取組を諸外国に発信する機会を積極的に作り、孤独・孤立状態の予防を目指した「緩やかなつながり」や、官民NPO等の「水平的連携」による取組といった孤独・孤立対策の「核」になる考え方を諸外国に浸透させる主導的な取組が重要。WHO など国際機関とのタイムリーかつ密接な連携のためにも、国際会議などに十分対応できる人的体制の強化も急務である。
- イギリスにおいて、医療の一環として取組が進んでいるいわゆる「社会的処方」について、我が国においても取組を推進すべき。また、これは医療分野にとどまらず、公園や博物館、図書館といった社会教育施設等を活用した人と人との「つながり」やエンパワメントに資する分野横断的な取組を促進すべき。

Ⅲ 結語

- 孤独・孤立対策推進法の施行から1年が経過し、孤独・孤立対策をさらに発展させるべく、国・地方公共団体における着実な取組が必要である。昨年4月に、内閣官房の政策調整機能が内閣府に移管されたが、引き続き、政策推進の旗振り役としてしっかりと機能できるよう、体制面も含め党としても取組を後押ししていく。
- こどもの自殺対策について、PT において精力的に議論を行ってきた。複雑多様化する

現代を生きるこども達の「生きづらさ」に寄り添わずして、こどもまんなか社会は実現できない。こども達の自殺が高止まりをしているという現実、日本社会に潜む潜在的な課題の結果であると真摯に受け止める必要がある。今回取りまとめた提言により、いつでも必ず誰かが、社会が、繋がっていてくれると信じていることができる社会の構築につながるよう、また、すべての人がこの問題を「他人事」ではなく「自分事」として捉え、支え合いの社会となることを願う。

こどもの自殺・自死を防ぐために

令和7年5月22日
自由民主党政務調査会
孤独・孤立対策特命委員会
こどもの自殺対策 PT

(趣旨)

令和6年の一年間で、小中高校生の自殺者数が 529 名と過去最多となってしまった。近年、こどもの自殺者数は増加傾向にある。特に、女子中高生の自殺者数は急増している。

厚生労働省が作成した自殺対策白書(令和6年版)では、こどもの自殺の原因・動機については、小学生では「家庭問題」、中学生では「学校問題」、高校生では男性で「学校問題」、女性で「健康問題」が多いなど、年齢別・男女別で様相が異なる。また、教育委員会等の協力を得て、こども家庭庁が令和5年度に行ったこどもの自殺に関する要因分析によれば、以前と変わりなく出席していた事例が約4割であったこと、自殺の危機や心身の不調等について、周囲から気づかれていなかった事例が約2割あったことなども把握できたところである。しかし、こどもの自殺の背景や要因、女子中高生の自殺者数が近年なぜ増えているか等については、残念ながら、まだまだ把握できていないことが多い。

自殺対策基本法第2条の3に規定されている通り、こども・若者の自殺を含めた自殺対策は、決して当事者たるこども・若者やその家族、特別な家庭だけの問題として捉えるのではなく、社会全体の問題として捉え、実施することが求められる。同時にこれまでの自殺対策に係る検証を行い、これを踏まえ、こどもの自殺対策に取り組む必要がある。そこで、自由民主党孤独・孤立対策特命委員会は、令和7年2月、こどもの自殺対策 PT を設置し、6回にわたり、有識者、支援団体、自治体、関係省庁等からヒアリングを行ってきた。

ヒアリングを通じ、①こども・若者により多様な居場所をつくること、②自殺未遂の経験があるこども・若者に対しては、医療・警察・保健・教育・福祉等が連携して対応し、一時的にではなく伴走型で支援を行うこと、③こども・若者の自殺が生じた場合に様々なルートからその要因等の情報を収集することができる体制を構築し、その後の対策に繋げることが重要であることが明らかになった。

そこで、今回、本 PT は上記3つの視点から、以下のような対策をとりまとめた。この提言により、こども・若者にかかわる関係者のさらなる取組が強化・推進されること、また、すべての人がこの問題を「他人事」ではなく「自分事」として捉え、社会全体でこども・若者の自殺対策に取り組む機運が高まることを切に願う。

1. こどもの「第三の居場所」の創設

家族や学校関係者がこどもの異変に気づくことが難しい場合もあるため、こどもが安心して過ごし、小さな気持ちの変化や日頃の悩み等を話すことができる居場所の選択肢を増やすことを目的として、家庭や学校以外の「第三の居場所」を地域に作ることができるように支援する必要がある。なお、緊急性が高く、重大な危険が生じているような事例については、児童相談所、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、警察等が連携して対応することが重要であるが、こどもが援助要請を迷ったり、心の整理がつかない段階において、身近な地域に安心・安全な「第三の居場所」があることは、その後の包括的な支援に結び付くきっかけとなり得る。

具体的には、児童館やフリースペースのような誰もが立ち寄ることができる場のほか、地域で活動している「こども食堂」、「こどもの学習支援の場」等の取組を拡充する。

また、このようなこどもの「第三の居場所」を運営する民間団体等を支援し、24 時間 365 日、こどもに寄り添い、こどもの気持ちを受け止め、解決に向けたサポートをする機能を担う拠点を増やすことも重要である。民間団体等が創設する居場所の運営拠点をモデル事業として開発・育成することを推進するべきである。

こどもの居場所とともに、若者の居場所の創設も早急に進めなければならない。養育歴など様々な事情から、家庭や学校、社会とのつながりを失い、孤立している若者に対し、行政、民間団体だけでなく、地域の商店街や企業等が連携して支援することが重要である。民間団体の取組により、活気を失っていた地域のつながりが再び活発になり、若者がいきいきと活動するようになった事例もある。

電話相談や対面相談が困難なこども・若者も多く存在することから、24 時間相談できる SNS 相談窓口等を拡充・周知する必要がある。

電話・SNS 相談事業者と行政・地域における支援団体等が連携する体制を構築し、相談から地域における支援までを円滑に移行できる取組を促進するべきである。

民間団体が実施するこども・若者の居場所の運営拠点を形成するとともに、上記同様、24 時間 365 日、若者の思いを受け止め、長期的に伴走しながら、自立に向けて取り組む活動を広げるためのモデル事業を実施するべきである。

自殺の要因とも関連する、貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力などの課題に対応するため、学校・家庭・地域など教育及び福祉の関係者が連携し、好事例の共有・展開を図るとともに、顔の見える関係を築く機会を設けるべきである。

こうして、こどもが生活していく上で関わる身近な方々が日頃から声掛けをし、こど

もの様子がいつもと違う場合に気遣っていく、地域での日常的な見守りが大事である。同時に、こうした地域を、医療、福祉、教育などの専門家・専門機関が支える体制を構築しなければならない。このためにも、国は、児童相談所、こども家庭支援センターなどの専門機関が十分に活動できるよう一層の支援を図るべきである。

2. 自殺未遂者支援

(1) 自殺対策基本法改正案の円滑な施行

成立が見込まれている自殺対策基本法改正案の円滑な施行に向け、特に、自殺未遂者を地域で見守るために設置される「協議会」の運営について、国としてガイドラインを作成し、地域でも工夫して実施できる対応を検討するべきである。

また、学校においてこどもの自殺の防止等に取り組むことが明記されたが、現状は各教育委員会による施策に地域間格差がある。こどもの命を守るためにも、心の不調を身体症状として表現する心身症状を初期段階に呈していることが多いことから、ナショナルスタンダード担保の観点から、学校健診等の活用の検討を含め、こうした格差を是正するための踏み込んだ取組を全国一律に行うべきである。加えて児童精神科医が不足していることから、こどもの心相談医等と連携も必要である。

(2) 地域でこどもに寄り添う取組をしている民間団体等への支援

地域でこどもに寄り添う取組をしている民間団体については、①こどもとの関係性を構築する取組をしていること、②日常的に地域の学校・行政機関・他の民間団体等の関係者と「顔の見える関係」を積極的に構築し、一定の支援実績があること、③こどもの命が脅かされる状況に即応し、適切な初期対応が可能な支援体制があること、などを条件としたモデル事業を創設するべきである。このモデル事業を通じて、命が脅かされた状態にあるこどもに、民間団体等による効果的な支援が実装できるための課題や、困難な状況にあるこどもへの関わりについてどうあるべきかを検討するための事例等を把握するべきである。同時に、こうしたモデル事業を一日も早く全国で展開できるよう、民間団体等の取組について、立ち上げから運営に至る経過を把握し、共有するべきである。

(3) 自殺未遂したこどもに対する心のケアサービス提供体制の整備

こどもの自殺の最大のハイリスク要因は未遂行為である。こどもの自殺未遂が起きた場合は、被虐待児の心のケアや発達障害に対応している児童精神科医をはじめとしたこどもの心のケアを行う医療チームによる早期対応が不可欠である。

児童精神科医をはじめとしたこどもの心のケアを行う医療チームは、こどもの心のSOSをとらえ、治療するだけでなく、本人と家族も含めた継続的なケアについて学校・地域など教育及び福祉の関係者との確に連携していくことも求められる。こうした医療、教育そして福祉による連携体制を地域で整備し、自殺未遂者及びその家族に対する支援を充実させるためにも、こども家庭庁で実施している「こどもの心の診療ネットワーク事業」の更なる活用を進めるとともに、児童精神科医や医療チームの対応について、こどもの心相談医等も含めて、診療報酬で適切に評価されるようエビデンスの収集に努めるべきである。

3. 自殺を防ぎ、再発防止に繋げる仕組みの確保

(1) こどもの自殺に関する背景調査の指針の改訂

こどもが自殺した場合、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」に基づき、学校等は調査を実施しており、文部科学省の調査によれば、令和5年度においては、基本調査は全件実施しているものの、詳細調査の実施件数は全体の約10%となっている。また、遺族への説明が不十分であったり、調査が長期化する傾向にある上、調査における共通様式が定まっていないことから、調査内容にばらつきが生じたりしている等の課題が存在している。そのため、有識者のほか、実際に指針を使用した遺族当事者等からの意見聴取が必要である。その上で、遺族に寄り添った形での調査を実施できるように、遺族への説明資料と意向確認書、遺族への情報提示が適切にされるよう明記するとともに、基本調査の実施項目を統一し、アンケート調査の実施を促したり、遺族の希望があれば、詳細調査を確実に実施したり、調査にあたっては、詳細調査の結果に不足がある場合は、追加での調査の実施も行えるよう示す等を内容とする「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針」の改訂を速やかに実施するべきである。

(2) 教員によるこどもへの不適切指導があった場合の対応

文部科学省が公表した、「令和5年度体罰等の実態調査」によれば、不適切指導等の発生状況については、令和4年度より145件増加し、696件であった。

不適切指導については、まず、その予防のため、生徒指導提要の記載を踏まえ、現場の教員が不適切指導への認識を深めるための啓発が重要である。

また、自治体における外部相談窓口の設置等、相談体制の整備も急務である。不適切指導が発生した場合には、事実関係の迅速かつ正確な把握と、当事者への対処、再発防止に向けた取組が重要となる。国としては、上記のような対応が適切になされるように、各教育委員会に対して必要な指導を行うことが求められる。

体罰や不適切指導は事後対応が難航する。文科省及びこども家庭庁は、地方自治体に対し、学校・教育委員会以外のこども行政を担う部署でも、こどもと保護者が

らの相談を受けられる体制を構築するよう促すべきである。あわせて、こども家庭庁は、既に相談に対応している地方自治体に対し、専門的な見地からサポートする仕組みを設けるべきである。

なお、不適切指導は、行為者が教員ということもあり、いじめよりもさらに、学校自身が調査に消極的な姿勢も考えられる。そこで、国として、体罰及び不適切指導からこどもを守るためにも、いじめ同様、調査の際に第三者委員会を設置している例もあることから、そのような例の周知を含め、学校や教育委員会以外の第三者がかかわることができることを明確に示す必要がある。

その上で、不適切指導を生まないためにも、チームによる組織的な生徒指導を推進していくことが必要である。

(3) 災害共済給付制度(JSC)の見直し

JSC では、自殺等の死亡事案(自殺未遂含む)発生時に学校から適切に申請されないという問題が発生している。申請しないだけでなく、遺族に給付制度の説明をせず、申請期限の2年が過ぎてしまうことも起きている。そのため、①時効に阻まれることがないように、死亡事案の申請の時効のあり方を見直すこと、②死亡事案発生時には、JSC について必ず説明がされるよう周知を徹底すること、③体罰や不適切な指導など、学校が認めにくい事案の場合は、学校を経由せず遺族から直接 JSC に申請できる方法確立すること、④高等学校等の生徒の自殺にのみ定められている「故意」の要件の廃止を検討することが求められる。

(4) CDR

チャイルド・デス・レビュー(CDR:Child Death Review)については、令和2年4月1日に施行された死因究明等推進基本法の附則第2条において、「国は、この法律の施行後3年を目途として、…、検討を加えるものとする。」とされているが、情報の取得方法や整備体制等の様々な課題があることから、CDR モデル事業での検証が続いており、今年度ようやく、「CDR の制度のあり方に関する検討会」が政府に設置され、本格的な検討が開始された。

CDRの取組を加速するため、モデル事業を通じて把握された課題等を検証し、全国展開に向けた体制整備の工程表の作成を開始するべきである。

(5) 報道や SNS からこどもを守る取組

メディアによる著名人の自殺報道や事件・事故の映像などが SNS 上で拡散されることにより自殺が誘発される、いわゆるウェルテル効果の可能性が指摘されている。そのため、こどもの命を守る観点から、報道機関等に対して、世界保健機関(WHO)の自殺報道ガイドラインの遵守を求めているが、SNS プラットフォーム事業

者に対しては、自殺誘引等情報への自主的な対応を促す必要がある。あわせて、報道機関や事業者等が、自殺報道や SNS がこどもの自殺に与える影響を適切に把握し、関係者間、関係省庁との連携を一層推進するべきである。また、SNS の適切な利用に関するリテラシーを高めるための取り組みを、こどものみならず、社会全体で推進する。

(6) こどもの自殺に係る要因分析の更なる深化

「こどもの自殺対策緊急強化プラン」の効果を検証した上で、有識者や関連団体、遺族等の要望を丁寧に聴取し、必要に応じてプランの見直し・改善を図るべきである。あわせて、中長期的なこどもの自殺対策計画を立てるべきである。同計画の作成にあたっては、「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」を活用するべき。

こどもの自殺の要因分析のための調査研究の結果を踏まえ、研究者や団体、遺族等と連携しながら、こどもの自殺の実態解明に取り組むべきである。自殺したこどもに係る情報だけでなく、自殺未遂をしたこどもからの情報の他、希死念慮を持っているこどもの情報も含めて、多層的に把握し、分析することが重要である。自殺未遂に至るこどものケアに携わる現場の専門家等から、こどもを取り巻く環境について丁寧に実態を聞き取り、要因分析の更なる深化につなげる。

ヒアリング等における主な御意見(案)

- 昨年12月に政府の取組状況の聴取、今年2月以降、政府の直近の動きの聴取、有識者ヒアリングを実施(参考1参照)し、各回で出された主な意見を以下のとおり整理。

1 孤独・孤立対策全体に関連する事項

- 地域での取組を広げるためには、お互いの活動を肯定し合える環境づくりが重要。NPOを批判する人もいるが、地域での様々な取組は、直接役所ができない仕事でもあるため、しっかりと説明責任を果たしていくことが必要。
- 今後、単身世帯の増加が見込まれる中、孤独・孤立対策の観点からも、そうした方々の孤独・孤立状態の「予防」に向けた取組が必要。
- エビデンスに基づいた孤独・孤立対策を行う観点から、中長期的なアウトカムをどのように測るかや、透明性の確保と事務負担のバランスを考慮しながら、NPO等の活動の評価の在り方について検討が必要。NPO等の活動の評価に当たっては、例えば、UCLAの孤独感尺度を用いて、事業開始前と開始後の孤独感の変化を見る方法もあるのではないか。
- 孤独・孤立対策は幅広いがゆえにイメージづくりが難しく、住民や企業等の理解を得ることが難しいため、様々な分野の政策が孤独・孤立対策に紐づいた制度設計になると理解促進につながるのではないか。
- 民間企業での取組を進めるため、SDGsのように政府からの働きかけや大企業の取組が目に見えることや、孤独・孤立対策に取り組むことで人手不足が解消されるなど企業にもメリットがあるといった働きかけも重要。

2 政府の「孤独・孤立対策重点計画」の基本方針に関連する事項

(1)孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会づくり

- 誰もが弱さをさらけ出せて、弱さを受け入れられる社会とすることを目指し、「孤独に強い人」ではなく「孤独にさせない社会」づくりが重要。
- デジタル技術の活用により、特に若い方にプッシュ型で支援を届けることが重要。
- 毎年5月の「孤独・孤立対策強化月間」について、地方公共団体、民間企業、経済団体、

文化、芸術、スポーツ団体等も巻き込んだ取組に発展させるとともに、より大規模な広報啓発キャンペーンを行うためにも、社会全体の理解のもと官民による予算の継続的な確保が必要。

- 孤独・孤立を抱えている方へのファーストコンタクトが重要であり、そのスキルを磨く観点からも「つながりサポーター」養成講座の取組を推進すべき。行政職員や企業、学校等を含め、さらに取組を広げることが必要。
- 子どもなどの孤独感を把握し、支援を届けていくことが重要。
- 学校になじめないことや小中高時代の不登校が原因で、引きこもりになっている場合もあり、こどもが気軽に相談しやすい体制整備を進めるとともに、学校内やオンラインのフリースペースの活用など、その子にあった居場所をつくることが重要。次期学習指導要領の改訂においても、柔軟な対応が可能となるよう見直しが行われることを期待。
- こどもが相談しやすい環境づくりの観点からは、部活動等の指導者がメンタルヘルスについて学ぶことや、そうした学びの機会の提供をサポートできる拠点づくりも重要。

(2)状況に合わせた切れ目のない相談支援

- 相談支援の担い手がひっ迫する中、相談員の健康管理など働きやすい環境を整えることが重要。また、AI は都市部・地方部といった制約も少なく、今後のAI技術の発展を踏まえながら、AI と専門の相談員との適切な組合せによって行うなど、効果的に支援を届けることも考えられるのではないかな。
- 他方で、生成 AI はまだデータの蓄積が進んでおらず、イライザ効果といった問題もあるため、専門機関における AI を使った相談の倫理規程の整備や専門家による監修など、リスクコントロールの検討を行った上で慎重に実施することが必要ではないかな。
- 匿名で相談できることで、周囲に言えなかったことを言えるきっかけにもなるため、メール、チャット、SNS による相談も積極的に推進することが重要。
- 相談窓口をつくるだけでは相談につながらない部分もあり、この空間・この人たちだったら安心して話を聞いてもらえると思ってもらえるようなアプローチも重要。

(3)見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくり

- 孤独・孤立対策の推進に当たっては、福祉分野を超えた各府省庁横断的な取組が重要であり、地域づくり、まちづくりの視点も入れて多様な主体の連携、支え合いを進めていくことが必要。

- 地域での役割があることが自己有用感につながり、中高年層等の孤独・孤立対策に資すると考えられるため、そうした役割を提供することも重要。
- 対象となる層ごとに参加しやすいイベントを色々と揃えるなど、様々な層を取り込んでいく工夫が必要。
- 日本語を話せない外国人が、家族で孤独を感じている場合もあり、なにか問題が生じたときに相談に乗ってくれる相談窓口だけではなく、こうした方々も参加できるような場所があることも重要。
- 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)のとれた働き方が重視されているが、この「ライフ」には、プライベートだけでなくソーシャルなライフも必要。例えば、休日に少しだけ地域とつながるような機会を設けることも重要。

(4)官・民・NPO等の連携強化

- 孤独・孤立状態の「予防」の観点や、地域や社会における「緩やかなつながり」をどのように強化していくかという観点が重要であり、政府として地方公共団体やNPO等をしっかりと支援するべき。
- NPO 等への支援に当たっては、現場の NPO 等の意見も踏まえるとともに、規模の小さな団体を育てる観点も重要であり、政府による直接的な支援のほか、民間の助成財団による助成が進むよう、孤独・孤立対策の啓発活動を行うことが重要。
- 孤独・孤立対策の取組を推進する観点からは、指定管理者制度における地方公共団体の公募の仕様書等に、孤立・孤独を解消するための事業にも積極的に取り組むことを明記するといった対応も重要。
- 基礎自治体の取組の底上げを図る観点から、「社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金」の活用促進を含め、丁寧に伴走支援を行うことが必要。その際、首長等から理解を得ることも重要であり、トップセミナーを行うことも必要。
- 都道府県や市区町村での取組を進める観点から、都道府県と市区町村の役割分担を明確化することが重要であり、政府として必要な支援を行うべき。
- NPO 等での取組を継続的に実施する体制を確保するためには、地域の支援団体やコミュニティ活動を行っている団体と連携する視点も重要であり、地方版官民連携プラットフォームを有効に活用することが重要。

孤独・孤立対策特命委員会 日程

参考1

(参考) 孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画 (令和6年6月11日 孤独・孤立対策推進本部決定)

3. 孤独・孤立対策の基本方針

- 1 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
- 2 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる
- 3 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- 4 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

第一回 12月23日(月) 15時～
最近の孤独・孤立対策の取組(役所説明)
その他

第二回 2月12日(水) 17～18時
自治体ヒアリング
埼玉県福祉部福祉政策課 鈴木課長
福山市保健福祉局福祉部福祉総務課 高松支援調整担当次長

第三回 2月26日(水) 16～17時
有識者ヒアリング①
・孤独・孤立対策全般：大西孤独・孤立対策推進参与
・[1][2]：NPO法人OVA 伊藤代表理事

第四回 3月12日(水) 17～18時
有識者ヒアリング②
・[2]：NPO法人自殺対策支援センターライフリンク 清水代表
・[3][4]：公益社団法人全国公立文化施設協会 岸事務局長/専務理事

第五回 3月26日(水) 17～18時
有識者ヒアリング③
・孤独・孤立対策全般：早稲田大学法学部 菊池教授(孤独・孤立対策の在り方に関する有識者会議 座長)
・[2]：山形市福祉推進部 鈴木次長/生活福祉課長
・[3]：認定NPO法人レスキューストックヤード 浦野常務理事

第六回 4月16日(水) 17～18時
有識者ヒアリング④
・[1]：国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所研究員 小塩研究員
日本オリンピック委員会 谷本理事/アントラージュ専門部会長
岐阜市教育委員会 水川教育長

第七回 5月7日(水) 17～18時
有識者ヒアリング⑤
・[3][4]：日本コミュニティー・シェッド協会 伊藤代表理事
・[3]：一般社団法人プラスケア 西代表理事
提言案の主要論点(案)議論

第八回 5月13日(火) 16時半～17時半
提言取りまとめ

※ヒアリングと合わせて、その都度政府から報告事項があれば報告。

	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	対応状況
1		・国際的なリーダーシップの発揮	・国際的なリーダーシップの発揮、孤独孤立対策の「政策の輸出」に努める	I 世界唯一の「孤独・孤立対策」をその名に冠する大臣のリーダーシップの下、国際的にも主導的な立場を果たしていくべき。	孤独・孤立対策推進会議において、孤独・孤立対策担当大臣のリーダーシップの下、各府省庁と連携して対策を推進。
2	・提言を骨太に反映、縦割りの除去、民間との連携	・提言を骨太方針に反映、全省庁が協力して取り組む	・孤独・孤立対策担当大臣のリーダーシップの下で全ての府省庁が協力して取組を着実に推進		これまでに、ドイツとの共同声明、オンラインシンポジウムの開催、マーシー医務総監（WHO社会的つながり委員会共同代表）との意見交換等を実施。WHO社会的つながり委員会の委員として担当大臣が選出、日本の特色ある取組を諸外国に発信する機会を積極的に作るなど、取組を更に進める必要。
3		・外国との政策の情報共有・意見交換、国際的な主導的役割の発揮	・各国との情報連携	Ⅲ 1 我が国の取組や知見を海外に発信し、「政策の輸出」に努め、主導的な役割を果たす。他国と情報連携も積極的に行い、新たな知見やデータを蓄積し、日本の政策への活用可能性の検証を推進	
4			・国際的に主導的な役割を果たせるよう、対策の深化・強化		
5				Ⅱ 孤独・孤立対策推進本部において、法に基づく重点計画を速やかに策定し、新たな重点計画に沿って内閣府を中心に関係府省庁が一体となり対策を着実に推進するべき。	令和 6 年 6 月 11 日に、孤独・孤立対策推進本部において法に基づく重点計画を策定し、政府における取組の安定的・継続的な推進を行っている。今後も施策のアップデート等を継続的に実施。
6			・NPO等の予防等に資する取組モデルを構築、全国展開		令和 5 年度から「地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査事業」で居場所づくりのモデルを収集しており、令和 7 年度も引き続き実施する。
7	・支援に当たっているNPO等の民間団体への情報提供	・NPO等への情報提供		・Ⅱ 地方公共団体は、NPO等と連携しながら、多様な居場所づくりなど地域の孤独・孤立対策を着実に推進する必要。国は、地方公共団体、NPO等の取組を支援すべき。 ・Ⅲ 2（3）各地域での活動の注視や事例収集を続け、それを踏まえた資金的・非資金的支援の実施（再掲）	孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム会員向けメルマガ等で、会議やイベントなどの情報提供を実施。
8			・国・地方が、民間企業が事業活動を通じて連携・協働に参画することを後押し、先進的な取組事例の情報発信・共有	・Ⅲ 2（4）③ 各地域の連携の優良事例などを検索可能な形で「見える化」すること	令和 5 年 8 月のキャンペーンで民間企業の取組を発信、令和 6 年 5 月の強化月間において、民間企業の取組も登録依頼。令和 7 年 5 月の孤独・孤立対策強化月間においても、民間企業と連携した取組の発信。 孤独・孤立対策推進法の施行通知で以下のとおり明記。 「官・民それぞれの取組の裾野を広げ、連携に参画する民の主体の多元化を図るとともに、民間企業が事業活動を通じて孤独・孤立対策に資する取組を行う形で連携に参画することが求められている。」
9	・政策形成や情報発信にあたって民間団体の参加を求める ・分野を超えた民間団体の連携方策を検討・支援	・地域における、緩やかなつながりの下での支援者の基盤を構築	・国・地方における官民の連携・協働の強化		地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームによる、地域の関係者の顔の見える関係づくりを以下で支援。 ・令和 4 ～ 5 年度 地方版PFモデル事業の実施、横展開 ・令和 6 年度 孤独・孤立対策推進交付金、モデル事業による継続支援 ・令和 7 年度 社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金による継続支援
10	・自治体の人員体制の見直し、孤独・孤立のネットワークづくりに向けた国の支援 ・自治体のモデルの全国への横展開	・自治体におけるプラットフォームづくりへの支援	・地方版PFのモデル構築を踏まえ、官民連携の基盤づくりの地方への普及促進	・Ⅱ 地方公共団体は、NPO等と連携しながら、多様な居場所づくりなど地域の孤独・孤立対策を着実に推進する必要。国は、地方公共団体、NPO等の取組を支援すべき。地方版官民連携プラットフォームや地域協議会を立ち上げる段階の地方公共団体への伴走的支援を行うべき。（一部再掲） ・Ⅲ 2（2）各種専門領域の支援者同士が互いに紹介し合い、切れ目のない支援体制を構築すること ・Ⅲ 2（4）① NPO等の運営のナレッジやリソースを他団体と共有・情報交換できるネットワーク形成ができる環境づくり、デジタルの活用等によるリソースの見える化の検討	
11			・サポーター養成の仕組みの検討	・Ⅱ つながりサポーター養成の本格実施に伴う取組の発信や啓発、働きかけが必要。	孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会 1 での検討を踏まえ、令和 6 年度から「つながりサポーター養成講座」を本格実施し、自治体や民間企業、NPO等において講座を実施。令和 7 年度以降、講座実施の拡大やこども向け講座の試行実施に向け、分科会 1 で検討を行いながら、継続的に取組を行う。

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	対応状況
12	・「望まない孤独・孤立」を対象に	・「望まない孤独・孤立」を対象に ・予防の観点 ・実態調査結果を踏まえて、予防の観点の施策を推進	・「望まない孤独・孤立」の状態に至らないようにする予防的施策が重要	・Ⅱ 各主体が基本理念や「予防」の観点の重要性を改めて意識し、取組や理念が各機関・地域・住民に浸透するよう努めるべき。 ・Ⅲ １ 「望まない孤独」が対象、孤独・孤立対策の基本理念、「予防」の観点の重要性、「つながり」がキーワードであることを認識して施策を推進。	現行の重点計画の基本方針に以下のように明記し、取組を推進。 「孤独・孤立は当事者の自助努力に委ねられるべき問題ではなく、社会全体で対応しなければならない問題であり、また悩みや困りごとが深刻化・複雑化する前に対応する、<u>孤独・孤立状態の予防の観点</u>が重要である。」 「さらに、<u>孤独・孤立対策においては、孤独・孤立の問題やそれらから生じ得る更なる問題に至らないようにする「予防」の観点、すなわち孤独・孤立を生まない社会をどのようにつくるのが重要であるとともに、孤独・孤立に悩む状態に至っても可能な限り速やかに当事者の望む状態に戻れるように取り組むことが重要であり、この理念の浸透を図ることが必要である。</u>」 「孤独・孤立対策においては、以上に留意し、<u>当事者等が「望まない孤独」及び「孤立」を対象として、その実態や当事者等のニーズに応じた施策を有機的に連関・連携させて、相乗効果を高めながら、取組を進める。</u>」
13	・国民の健康、経済の生産性、人々の持続的な幸福の実現（well-being）といった視点に着目しつつ議論を深める必要		・孤独・孤立の予防はWell-beingの観点からも重要	・Ⅲ １ 孤独・孤立の予防の推進はWell-beingの観点からも重要であることを認識して施策を推進	重点計画の基本理念に以下のとおり明記。 「孤独・孤立対策においては、孤独・孤立の問題を抱える当事者等が疎外感を感じてしまうような関係や支援の場に形式的につながることでは十分でなく、「当事者等が相談できる誰か」や「信頼できる誰か」と対等につながっているという形で人と人との「つながり」を実感できることが重要であり、このことは孤独・孤立の問題の解消にとどまらず、<u>ウェルビーイング（Well-being、人の幸福感）の向上や社会関係資本の充実に資するという考え方</u>の下で、施策を推進する。」
14	・政策対象の明確化 ・エビデンスに基づく政策立案 ・孤独・孤立の実態調査の実施	・政策対象の明確化 ・孤独・孤立の実態調査の実施 ・データに基づく政策立案 ・実態調査結果を活用した、重点を置くべき支援対象の検討、効果的な施策の推進	・実態調査結果を活用した施策の強化・重点化 ・孤独感が高かった年齢層（若年、中年）への重点的な対応		例えば、男性や中年層の孤立の傾向が明らかになったことを踏まえ、令和４年度補正予算の事業において、 ・男性の孤独・孤立の悩みなどに係る「男性支援相談」の取組を開始するとともに、 ・孤独・孤立対策の取組モデル調査において、「中年男性を対象とした居場所づくり」を公募対象とした。 また、実態調査において、若者の孤独感が高いことが明らかになったことを踏まえ、令和６年５月の「孤独・孤立対策強化月間」において、若者がアクセスしやすいオンライン空間における周知啓発イベントや相談対応を行った。 令和６年度も実態調査を実施し、令和７年度も引き続き実施予定。
15	・孤独・孤立を生む要素の分析	・実態調査による、経年での孤独・孤立の状態の推移の把握・評価	・各府省庁の施策が実態調査等の結果を踏まえたものとなるよう政府内で徹底 ・実態調査による、経年での孤独・孤立の状態の推移の把握・評価	・Ⅲ １ 実態調査は引き続き実施。実態調査結果を踏まえた、さらなる施策の強化・重点化	
16	・コロナ禍で影響を受けた方への対応、支援を求める声を出しにくい中高年男性への対策		・孤独感が高かった年齢層（若年、中年）への重点的な対応（再掲）		大臣PT（安心・つながりプロジェクトチーム）において、中高年層も含めた孤独・孤立状態の「予防」の観点からの取組を検討する。
17				・Ⅲ １ １人１台端末を活用し、16歳以下のこどもに関する調査も実施することの検討	16歳未満のこどもの孤独・孤立の実態調査については、こども庁が行う「こども・若者の意識と生活に関する調査」との関係も整理しつつ、令和８年度以降での実施に向けて引き続き検討。
18	・各府省の政策に孤独・孤立対策の視点をビルトイン ・支援策の検討に当たってはＮＰＯ等の意見を吸い上げ		・全府省庁の施策に孤独・孤立対策の視点を組み込むことの徹底	・Ⅲ １ 全府省庁の施策に孤独・孤立対策の視点を組み込んで展開することの徹底	重点計画に以下のとおり明記し、取組を推進。 「関係府省庁において孤独・孤立対策を推進するに当たっては、<u>孤独・孤立の実態把握に関する全国調査の結果、新たな知見及び関係者の意見、推進法の施行状況等も踏まえて、各々の所管施策に重点計画の基本理念・基本方針が示す孤独・孤立対策の視点を組み入れて、事業の使いやすさの改善に努めるとともに、事業展開、施策間連携、都道府県と市町村の役割等に更なる検討を加えていくこととする。</u>」

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	対応状況
19		・施策間の連携、手当の薄い部分への新たな施策の検討	・施策間の連携、運用の改善、支援が不足する分野・主体に関する施策の検討	・Ⅲ１ 重点計画に盛り込まれる施策全体を俯瞰し、各府省庁の施策の効果的な連携による運用の改善、支援が不足する分野・主体に関する施策の検討	重点計画に以下のとおり明記し、取組を推進。 「地方公共団体、孤独・孤立対策地域協議会、関係機関等の意見を継続して聴きながら、必要に応じて、重点計画全般の見直しの検討を行う。また、これらを行う際には、有識者における審議等を行うこととする。Ⅲの具体的施策については、原則として、毎年度、各施策の実施状況のエビデンスに基づく評価・検証を行うとともに、各省庁の取組内容に応じて追加・修正等の改正を行うこととする。」
20	・内閣官房孤独・孤立対策担当室の拡充、民間採用などによるＮＰＯ等のノウハウを活かす体制づくり	・国・自治体における孤独・孤立対策の情報発信や広報の実施に当たり、民間人材の登用等による効果的な方策の検討	・法の施行後も民間人材の登用を含めた体制の構築	・Ⅲ１ 内閣府への移管に伴い、内閣府が司令塔として一層の対策強化に取り組むこと。その際、司令塔機能が低下しないよう継続的に人員体制の強化を図ること	引き続き、孤独・孤立対策推進本部、孤独・孤立対策推進会議の場などで、孤独・孤立対策の観点からも各施策の使いやすさの改善を各府省庁に要請。 引き続き、内閣府孤独・孤立対策推進室の人員体制の強化に向けて取り組む。
21		・スティグマの解消・孤独・孤立が誰にでも起こることや声を上げることが当たり前であるという機運醸成のための広報や情報発信の推進 ・どんな人が孤独・孤立に陥りやすいか、地域の人々が気づいて声を掛けるための手法を解説したガイドライン等の普及	・スティグマの解消 ・声を上げやすい・かけやすい社会づくりに関する官民連携PFの検討成果を踏まえた取組の具体化	・Ⅲ２（１） 声をあげやすい環境づくりを政府が支援すること ・Ⅲ２（１） 「孤独・孤立対策強化月間」について、自治体、民間企業、経済団体、文化、芸術、スポーツ団体等も巻き込んだ取組に発展させること ・Ⅲ２（１） 「孤独・孤立対策強化月間」以外にも、スティグマ解消に資するキャンペーンを実施	孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会１の検討結果を踏まえ、 ・知らない層：強化月間による周知。 ・知っているが相談できない層：キャンペーンによる認識周知、マイナポータルとの接続。 ・相談者になりうる層：つながりサポーターの本格実施、こども向けつながりサポーター養成講座の検討。
22	・積極的な広報		・内閣官房による、分かりやすくタイムリーで効果的な広報・PRに努める ・日常の様々な分野に「居場所」を見つけることの大切さを周知、居場所に参加しやすい環境整備 ・地域の集まりやイベントがつながりを気づく上で重要な役割を持つことを再認識すべき		SNS（X、FB等）によるタイムリーな広報の実施 三原大臣につながりサポーター養成講座を受講いただき、令和７年５月の孤独・孤立対策強化月間における広報動画を作成するなど、周知・啓発の取組を進めている。
23	・孤独・孤立対策のHPの抜本的、継続的な改善	・内閣官房のホームページの再編 ・内閣官房の広報、情報発信の抜本的改善			孤独・孤立対策ウェブサイト「あなたはひとりじゃない」、孤独・孤立対策強化月間HPにて、広報、情報発信。
24		・データやエビデンスに基づく施策の推進を通じた孤独・孤立対策についての国民の理解促進			実態調査結果をウェブサイトなどで周知。 現行の重点計画の「特に重点を置いて取り組むべき事項」として、「（３）重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進」を明記しており、有識者会議等において検討を進める。
25		・ヤングケアラーへのアウトリーチ対応		・Ⅲ２（１） 「予防」の観点からの、特に声をあげづらい子どもに対する、支援者側からのプッシュ型やアウトリーチによる支援情報の発信の強化	こども家庭庁においては、国におけるヤングケアラーの実態調査の結果や、多機関連携支援に係るマニュアルの地方自治体を周知。 ヤングケアラーについて、地方実態調査や研修、コーディネーターの配置、ピアサポートなどの相談体制の整備、ヤングケアラー等がいる家庭への訪問による家事・育児支援等を実施する自治体の取組みを財政的に支援。 令和４年度から令和６年度までの３年間を「集中取組期間」とし、当面、中・高校生の認知度５割を目指し、社会的認知度の向上に取り組むとともに、当事者団体や支援団体のネットワークづくりを支援。 支援を必要とするヤングケアラーに着実に支援を届けるため、令和６年６月に子ども・若者育成支援推進法を改正し、ヤングケアラーを関係機関等が各種支援に努めるべき対象として明記した。

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	対応状況
26	・従来型の「待つ福祉」の脱却、当事者の意向に沿った支援、アウトリーチ型支援 ・プッシュ型の情報提供	・行政の「申請主義」や「待つ姿勢」の变革 ・アウトリーチやプッシュ型の支援促進 ・当事者に寄り添った対応の浸透 ・アウトリーチによる働きかけ	・プッシュ型・アウトリーチによる予防的な関わりの強化、当事者が制度・情報に触れる機会の増加		こども家庭庁においては、地方自治体において、個々のこどもや家庭の状況や利用している支援等に関する福祉・保健・教育などの情報・データを個人情報の適切な取扱いに配慮しながら分野横断的に連携し、精査を行うことで、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を把握し、プッシュ型・アウトリーチ型支援につなげる取組を実施。 令和６年度は、これまでの実証事業・パブリックコメント・検討会等を踏まえ、地方公共団体がこどもデータ連携に取り組むためのガイドラインを策定し、ＨＰ上で公開した。
27			・孤独・孤立対策強化月間の数値目標の具体化、広報や情報発信	・Ⅲ２（１） 「つながりサポーター」の養成率を強化月間のKPIとすることを検討	孤独・孤立の理解者を増やす普及啓発策として、令和６年度から一般市民を対象とする「つながりサポーター」の養成講座を本格実施。子ども向けの講座のテキスト案を作成。今後、試行実施の予定。 つながりサポーター養成数の目標設定等について、孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会１で議論を行うこととしており、強化月間も活用しながら、年間を通じて達成を目指す目標の設定を検討。
28	・要支援者に必要な情報を届けるためのDXの活用 ・申請書、情報システムの統一化	・手続き・様式の共通化やデジタル技術の活用	・支援制度の手続きにおける書類の簡素化、オンライン化、DXの活用	・Ⅲ２（１） 相談窓口のオンライン化、制度申請のペーパーレス化などのDXの推進	令和５年度、孤独・孤立対策ウェブサイト（チャットボット）を活用した相談支援先の紹介、チャットボットとマイナポータルとの接続による申請手続の簡素化。 デジタル庁において、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和６年６月21日閣議決定）に基づき、子育て、介護といった行政の手続等のオンライン化を実施している。
29		（民生委員・児童委員の改革のためにも）若年層の悩みに対して同世代が支える「こども若者サポーター」の創設・検討	・若年層の悩みに対して同世代が支えるための「若者サポーター」等、身近で多様な人材を育成	・Ⅲ２（１） こども若者サポーターの養成・確保に向けた検討。民生委員・児童委員の活動内容の充実・強化	現行の重点計画の基本方針に以下のように明記し、取組を推進。 「孤独・孤立対策の推進に当たって、孤独・孤立の問題を抱える当事者等への支援を行うＮＰＯ等は重要かつ必要不可欠であることから、孤独・孤立対策に取り組むＮＰＯ等の活動（人材育成を含む。）に対して安定的・継続的にきめ細かな支援を行うとともに地域の関係者同士が相互に連携・協力しつつ活動できるよう支援を行う。」 厚生労働省においては、都道府県等が民生委員・児童委員に対して支弁する活動費について交付税措置しており、令和２年度に引き上げを実施。 令和６年度から自治体の創意工夫のある民生委員の担い手確保や業務負担の軽減等に資する取組を国の補助制度の対象にした。また、令和５年地方分権提案に関する閣議決定に基づき、昨年６月から「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」を開催し、計４回の議論を経て12月に議論の整理をとりまとめ、一定の要件を満たす場合には、現職の民生委員が他の自治体に転出した後も、任期の残期間については転出前の担当区域において引き続き民生委員として活動可能となるよう選任要領を改正し、通知した。 法務省においては、令和６年１０月に取りまとめられた「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」報告書を踏まえ、安全確保や活動環境の整備を含む各種施策等の取組を進めている。
30	・地域を支える重要な組織等（社協、民生委員・児童委員）の拡充・強化、自治会・町内会等の活用	・社協、民生委員・児童委員、保護司等の位置付けの再確認、活動環境の整備、支援 ・ゲートキーパーの活動支援	・社協、民生委員・児童委員、保護司の活動内容の充実・強化		
31		・地域の人々の孤独・孤立の問題への関心向上、地域での活動につなげる取組	・普段から地域や社会に参加して活動する機会を増やしていく取組の推進		現行の重点計画の基本方針に以下のように明記し、取組を推進。 「『予防』の観点を重視しつつ、このような日常の様々な分野における緩やかなつながりを築けるような多様な各種の居場所づくりや居場所の「見える化」及び担い手の増大を図る取組、市民による自主的な活動やボランティア活動を推進する。」
32			・地域住民が自主的な活動やボランティア活動に取り組める環境づくり		

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	対応状況
33	・孤独・孤立を経験した元当事者による相談対応	・相談者の状況に応じた相談体制の整備（例：同性・同世代の相談対応者の配置、相談窓口の「見える化」）	・相談者の状況に応じた相談体制の整備（例：同性・同世代の相談対応者の配置、相談窓口の「見える化」）		相談窓口の見える化について、孤独・孤立対策ウェブサイト（チャットボット）で対応を行っている。
34	・スティグマの解消のための「SOSの出し方」の教育、１人１台端末を活用した相談支援	・「SOSの出し方」の教育、普及啓発	・児童生徒が学校で使用する学習用端末によるオンライン相談を含めた相談体制の充実	・Ⅲ２（１）ピアサポート、自己肯定感・自己有用感を向上するような教育の推進	文部科学省においては、令和６年度予算において、自殺予防教育の指導教材・指導案等を作成するためのモデル事業を実施。 また、１人１台端末等を活用して、児童生徒の心や体調の変化を把握し、早期発見、早期支援につなげる「心の健康観察」について、各学校における導入を推進してきたところ、学校のICT環境整備3か年計画（2025～2027年度）における、1人1台端末を活用した児童生徒の学校生活を支援するツール（例：児童生徒の心や体調の変化を早期に発見し、支援するツール）の整備に必要な経費を踏まえて地方財政措置を実施。 加えて、学校の長期休業、自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせて全国の都道府県教育委員会等に通知を発出し、「SOSの出し方教育」を含めた自殺予防教育の実施、教育相談体制の充実、１人１台端末等を活用した「心の健康観察」の導入を促進。
35	・相談窓口のワンストップ化、24時間化等	・分野横断的・ワンストップの相談窓口の構築に向けた試行・本格実施	・「孤独・孤立相談ダイヤル #9999」の試行の成果・課題を踏まえた本格実施に向けた取組を進める	・Ⅲ２（２）「孤独・孤立相談ダイヤル #9999」の成果を踏まえ、24時間365日稼働に向けた検討、電話以外の相談手法（SNSなど）の発展に向けて、官・民・NPO等と連携して検討	令和６年度は、ゴールデンウィーク、年末年始の長期休暇の期間に24時間相談を受け付ける相談ダイヤル等を試行実施。 引き続き、こうした結果も踏まえつつ、相談支援の在り方について調査研究中。
36			・若年層が相談しやすい環境整備（SNS、チャットボット等）		
37	・必要な相談窓口につながる体制の整備 ・様々な施策が一覧できるポータルサイトの構築	・相談窓口がわかりにくく、結果として相談にたどりつけないといったことがないようにする	・当事者等の状況やニーズに応じた多様な相談支援体制の整備、相談しやすい環境の整備		孤独・孤立対策ウェブサイト（チャットボット）で対応を行っている。 令和６年度は、ゴールデンウィーク、年末年始の長期休暇の期間に24時間相談を受け付ける相談ダイヤル等を試行実施。 引き続き、こうした結果も踏まえつつ、相談支援の在り方について調査研究を行っている。
38	・切れ目ない対策の構築	・相談者を適切な支援先につなぐ体制の整備	・相談から支援につなぐことができる体制の整備の重点的な検討	・Ⅲ２（２）入口から出口までを一貫して行う相談支援事業と、居場所支援を両輪で行うことによる、生きることの包括的な支援の実践、切れ目のない相談支援の実現 ・Ⅲ２（４）③ 窓口にたどりつけない市民の早期発見・早期対応のためには、相談窓口の設置だけでなく、居場所づくりの支援や、居場所と窓口をつなぐブリッジ機能を担う主体が重要という認識を持ち、施策を推進	地域における相談支援と居場所支援が連携できるよう、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを活用し、顔の見える関係づくりを推進する。
39		・自治体における、孤独・孤立対策のマンパワーの充実、担当部署の設置、研修等による対応力向上支援	・自治体の庁内、関係機関の幅広い施策推進体制の構築促進	・Ⅲ２（２）各種制度の支援機関・公的機関の相談窓口の職員への孤独・孤立の問題に関する研修や啓発の実施（再掲）	庁内横断的な連携体制の構築の必要性について施行通知での明記。 多様な部局・民間団体への地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームへの参画呼びかけ。

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	対応状況
40	・相談やアウトリーチ型支援に対応する人材の確保・育成・技術向上の研修	・相談対応者の負担軽減、効果的な相談窓口の稼働のためのデジタルツールの活用（例：チャットボット、緊急度優先度を判断できるシステムの活用）	・相談対応者の負担軽減、相談者の対応力の向上	・Ⅲ２（２） 相談支援体制の整備に当たっての、相談員・ボランティアへの支援や居場所づくり、コーディネート等の感情労働の評価の在り方の検討 ・Ⅲ２（２） 各種制度の支援機関・公的機関の相談窓口の職員への孤独・孤立の問題に関する研修や啓発の実施	厚生労働省においては、例えば、令和６年度の生活困窮者自立支援法に基づく事業に従事する支援者に対する研修等に、孤独・孤立に関する内容を盛り込み、孤独・孤立の問題を抱えている生活困窮者へ適切な支援を行うことができる支援員を養成。 現行の重点計画の基本方針に以下のように明記し、取組を推進。 「②人材育成等の支援 孤独・孤立の問題を抱える当事者等に対して、一人一人の相談時の心理的負担に留意しつつ多様な状況に即した充実した相談支援を行えるよう、関係機関において孤独・孤立に係る相談支援に当たる人材の確保（就労環境の改善を含む。）、育成及び資質の向上を推進する。その際、孤独・孤立に関する知識や福祉・保健・教育等の複数の分野にわたる専門的知識を習得できるような工夫（複数分野の資格の取得を含む。）も求められる。また、相談支援に当たる人材の心理的負担の軽減や、相談支援に関わる者がスティグマを生みだす原因となり得ることの予防に資するよう、相談支援に当たる人材への支援を推進する。」
41	・支援にあたってのＮＰＯ等、専門家との連携		・地域や現場における行政と民間の連携の推進	・Ⅲ２（２） 課題が生じた場合の早期発見、早期対応のため、民生委員・児童委員、ＮＰＯ等、居住支援法人、保護司、BBS会などの連携を強化すること ・Ⅲ２（４）③ 地方版官民連携プラットフォームは、社協、民生委員・児童委員、保護司、文化・芸術・スポーツサークルなどの分野を超えた団体や民間企業等の既存のプレイヤーも巻き込むものとするよう周知	地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームによる、地域の関係者の顔の見える関係づくりを以下で支援。 ・令和４～５年度 地方版PFモデル事業の実施、横展開 ・令和６年度 孤独・孤立対策推進交付金、モデル事業による継続支援 ・令和７年度 社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金による継続支援 自治体からは、プラットフォーム等の設置方法や取り組み方が分からないとの声もあり、好事例だけでなく、取組を進める上での課題についても把握し、こうした自治体が参考にできるよう横展開に取り組む必要。
42		・地域を支える重要な組織等（社協、民生委員・児童委員）と地域の居場所の連携	・地域の幅広い関係者（ＮＰＯ、社協、民生委員・児童委員、保護司等）の参加促進		孤独・孤立対策推進法の施行通知において、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構成機関等の例としてＮＰＯ、社協、民生委員・児童委員、保護司等を明記。
43		・支援対応の開始について、水道などライフラインの未払い情報から支援につながるといった例を参考とする			孤独・孤立対策推進法の施行通知や孤独・孤立対策地域協議会の設置及び運営に関するガイドラインにおいて、水道・ガス事業者も地方版プラットフォームや地域協議会の構成機関等となりうることを明示。
44	・職業訓練内容のアップデート、求職者支援制度など就労対策の徹底、HWやサポステにおける対象者に支援が届きにくい状況の改善				厚生労働省においては、公的職業訓練において、デジタル分野や人手不足分野の訓練コースの設定を促進するとともに、周知・広報等を積極的に行い、求職者支援制度の促進を図っている。 また、求職者への就職支援として、ハローワークにおける担当者制によるきめ細かな就職支援やトライアル雇用する事業主への助成等を実施している。 さらに、地域若者サポートステーションにおいて、就労に当たって困難を抱える若者等（15～49歳の無業の方）が、充実した職業生活を送ることができるよう、オンラインも活用したキャリアコンサルタント等による専門的な相談の実施や、多様な就労支援メニューを提供している。

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	対応状況
45		・つながりのある地域づくりに資する当事者等の状況に応じた居場所づくり	・世代を越えて誰もが「居場所」と「出番・役割」を持てる、人と人とのつながりを実感できる心豊かな地域づくりを展開	・Ⅲ２（３） 孤独・孤立対策とは、人と会う気持ちになる仕掛けづくりであること、個人が抱える課題や個人の属性をもとに住民を分断せず、支援者・非支援者を分けないことや、地域課題の解決のための役割をつくることが重要。 ・Ⅲ２（３） 地域の居場所づくりにおいて、お互い様の地域づくり（地域共生）に参加することが促進されるものとする ・Ⅲ２（３） 「予防」に加え、緩やかなつながりのある地域社会をつくること。	令和５年度から「地域における孤独・孤立対策に関するＮＰＯ等の取組モデル調査事業」で居場所づくりのモデルを収集しており、令和７年度も引き続き実施する。 こども家庭庁において、令和５年度には「ＮＰＯ等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業」を、令和６年度からは「こどもの居場所づくり支援体制強化事業」を実施し、地方自治体やＮＰＯが中心となったこどもの居場所づくりの取組を推進している。こどもの居場所づくりのモデルとなる先進的な事例についての情報も収集しており、令和７年度も引き続き実施する。
46	・課題解決型の支援と伴走型の支援の区別を意識しつつ、ニーズに応じた対応				現行の重点計画において、関係府省庁における福祉等の課題解決型の支援や、つながりづくりといった伴走型の支援を関連施策として盛り込み、取組を進めることとしている。
47		・多様で、身近な居場所づくりをきめ細かく支援	・日常の様々な分野で「緩やかなつながり」を築けるような多様な「居場所づくり」や「居場所」の「見える化」	・Ⅲ２（３） 各地域での活動の注視や事例収集を続け、それを踏まえた資金的・非資金的支援の実施	令和５年度から「地域における孤独・孤立対策に関するＮＰＯ等の取組モデル調査事業」で居場所づくりのモデルを収集しており、令和７年度も引き続き実施する。 こども家庭庁において、令和５年度には「ＮＰＯ等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業」を、令和６年度からは「こどもの居場所づくり支援体制強化事業」を実施し、地方自治体やＮＰＯが中心となったこどもの居場所づくりの取組を推進している。こどもの居場所づくりのモデルとなる先進的な事例についての情報も収集しており、令和７年度も引き続き実施する。
48	・「チームとしての学校」の取組、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進	・地域におけるつながりを作り出すコーディネート機能を重視した対策（例：スクールソーシャルワーカーが学校と地域資源をつなぐ）	・地域のつながりを作り出すコーディネート機能の確保		厚生労働省においては、かかりつけ医と保険者を介したいわゆる社会的処方について、令和３～５年度にモデル事業を実施、令和６年度以降は保険者協議会に位置付けて継続的な取組支援を実施。
49	・「社会的処方」の実装	・地域におけるつながりを作り出すコーディネート機能を重視した対策（例：スクールソーシャルワーカーが学校と地域資源をつなぐ）	・「社会的処方」の推進		環境省において、孤独・孤立に悩む方々を含め、広く国内外の訪問客に、自然とのふれあいや地域との交流の機会を提供すべく、国立公園をはじめとする自然公園を人と人との「つながりの場所」として活用する取組を推進している。 国土交通省において、都市公園については、日常の清掃等の活動を、地域住民とともに行うなど、緩やかなつながりを築ける居場所づくりに取り組む事例について、収集・周知を実施する。
50	・「社会的処方」のつながりの場所として国公立公園や美術館・博物館を活用	・分野を特定しない支援の展開	・地域活動の場としての公民館等の公共施設を利用しやすくする取組の促進	・Ⅲ２（３） 医療機関を介したいわゆる社会的処方のみならず、緩やかに国立公園や美術館・博物館等の地域資源・地域の居場所へのつながりを提供する仕組みといった日本独自の社会的処方のあり方の検討、効果検証の実施。	文部科学省において、博物館の取組については、博物館が中核となつて、学校等の教育機関や医療・福祉施設等、地域の多様な主体と連携し、社会包摂をはじめとする社会的・地域的課題の解決に向け、必要な人材確保やアウトリーチ活動を行うなどの先進的な取組を支援。
51		・中間支援団体の活動の評価、促進に向けた支援	・中間支援組織を通じた支援のモデル構築、全国展開 ・支援者支援	・Ⅲ２（４）① 中間支援組織の重要性を認識し、ＮＰＯ等の意見を聴く。 ・Ⅲ２（４）① 中間支援団体への支援は、行政区域をまたぐ取組を前提とした予算事業や、地域のＮＰＯを把握するための調査やデータベースのメンテナンスに伴う費用等も支援対象となるなど、地域の実情、団体の自立性・柔軟性を確保したものとする。	令和５年度は中間支援団体向けモデル事業による支援を実施。 令和６年度から孤独・孤立対策推進交付金により中間支援団体を支援しており、令和７年度も社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金として引き続き実施する。

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	対応状況
52		・ＮＰＯ等の位置付けの再確認、活動の再定義 ・数字にとらわれない評価が必要	・ＮＰＯ等の位置付けの再確認、活動の再定義、活動の評価の在り方の検討 ・数字にとらわれない評価の検討	・Ⅲ２（４）① 「新しい公共」と呼ばれるＮＰＯ等の位置付けを再確認し、行政も育てる互助関係という意識を持つこと ・Ⅲ２（４）① ＮＰＯ等の活動の評価のあり方の検討。短期間での数値のみの評価がなじまない活動があることに留意	現行の重点計画の基本方針に以下のように、ＮＰＯ等の重要性を明記。 「地域で失われた人と人との「つながり」を再構築するためには、関係行政機関（特に地方自治体）のみならず、ＮＰＯ等の民間法人の現場レベルでの取組や活動も必要かつ重要であることを再認識した。」 ＮＰＯ等の活動の評価の在り方については、引き続き検討。
53	・複数年委託の促進などの継続的・安定的な支援活動	・ＮＰＯ等への複数年契約の導入	・複数年契約の普及促進		地方公共団体それぞれの判断により複数年年度の委託契約締結が可能なことについては、実際の取組事例と併せて地方公共団体あてに通知（「地方公共団体における孤独・孤立対策に取り組むＮＰＯ等との複数年契約に係る事例等について（通知）」（令和４年６月27日閣副会第836号））。
54	・継続的な予算の確保 ・支援に当たっているＮＰＯ等の民間団体へのきめ細やかな支援	・ＮＰＯ等への継続的な予算支援	・ＮＰＯ等への継続的な予算支援	・Ⅲ２（４）① 自殺対策も含めた命を守るための取組、つながりづくりを行うＮＰＯ等支援に関する政府予算の継続的な確保、さらなる拡充の検討。ＮＰＯが活動を継続させるため、３年程度の継続的な補助金・伴走支援を検討すること	令和５年度から「地域における孤独・孤立対策に関するＮＰＯ等の取組モデル調査事業」で居場所づくりのモデルを収集しており、令和７年度も引き続き実施する。 こども家庭庁において、令和５年度には「ＮＰＯ等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業」を、令和６年度からは「こどもの居場所づくり支援体制強化事業」を実施し、地方自治体やＮＰＯが中心となったこどもの居場所づくりの取組を推進している。こどもの居場所づくりのモデルとなる先進的な事例についての情報も収集しており、令和７年度も引き続き実施する。
55				・Ⅲ２（４）① ＮＰＯ法人を栄典の対象とする勲章・褒章制度の見直し、スタートアップ支援における法人登記情報の個人情報の非公開化の際に、ＮＰＯ法人が対象外となったことの見直しの検討	ＮＰＯ法人を含めた表彰制度の導入に向けて、内閣府内で議論を進めている。
56			・休眠預金等活用制度を活用		内閣府（共生・共助）において、本制度の枠組みの下で、引き続き孤独・孤立対策に最大限、迅速かつ効果的に対応する旨を「2025年度休眠預金等交付金活用推進基本計画」（令和７年３月27日内閣総理大臣決定）に盛り込み、民間団体による孤独・孤立対策に係る事業に更に活用されるよう、引き続き指定活用団体とともに本制度の積極的な周知・広報を行う。
57			・ＮＰＯが寄附を受けやすくする環境整備		内閣府（共生・共助）において、対価とはいえない程度の返礼品については、寄附としての性格に影響を与えるものではなく、寄附者に対して提供して差し支えないとの考え方を明確化するため、「特定非営利活動促進法のあらまし」を令和５年度に改定するとともに、所轄庁に通知した。
58		・認定ＮＰＯ法人のメリットの拡大の検討			内閣府（共生・共助）において、認定ＮＰＯ法人に対する税制優遇措置の累次拡充。
59				・Ⅲ２（４）① 建物の専有の問題により多世代交流の場が作りづらいうという指摘を踏まえ、分野横断的な取組の充実や運用の柔軟化を検討	現行の重点計画の基本方針に以下のように明記し、取組を推進。 「各府省庁においては、引き続き、以下に列挙された政策に限らず、あらゆる政策に孤独・孤立対策の視点を入れ、運用改善・新規施策の立案に取り組んでいくこととする。」

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	対応状況
60		・フードバンク・フードパントリー等食品の提供主体と必要とする主体のコーディネート支援、政府備蓄米等の活用	・フードバンク・フードパントリー等食品の提供主体と必要とする主体（子ども食堂）の連携・協働の促進		農林水産省においては、令和６年度補正予算及び令和７年度当初予算において、地方公共団体や食品事業者、フードバンクや子ども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくりを支援するとともに、フードバンクや子ども食堂等の立上げや機能強化に向けた支援や、食品事業者とフードバンク等との情報交換会の開催による食料の出し手・受け手のマッチングを実施している。 また、子ども食堂等やフードバンクに対し、食育の一環として政府備蓄米の無償交付を実施している。 消費者庁においては、食品寄附を促進するため、令和６年12月に「食品寄附ガイドライン」を策定した。令和７年度予算事業として、一定の管理責任を果たすことができるフードバンクの認証制度の実証事業の実施、フードバンク、フードパントリー、子ども食堂等を対象とした研修の実施、災害時用備蓄食料の廃棄量の調査を実施する。
61			・取組の格差が生じないよう努める。ＮＰＯ等への支援の必要性等について、首長、議会、各団体等へ訴えていく	・Ⅲ２（４）② 地方公共団体の取組の温度感は様々であることも踏まえ、それぞれの地域の特性が考慮・反映された取組を支援すること ・Ⅲ２（４）③ 地方版官民連携プラットフォームの設置や各地域の対策について、生活圏域など特性に沿って地方公共団体を横断して実施することが推進されるよう、国が取組の支援や事例の普及を図ること	「孤独・孤立対策の在り方に関する有識者会議」に地方団体も参画。 自治体への周知。 交付金やモデル事業で多様な取組を支援。自治体からは、プラットフォーム等の設置方法や取り組み方が分からないとの声もあり、好事例だけでなく、取組を進める上での課題についても把握し、こうした自治体が参考にできるよう横展開に取り組む必要。
62			・地方財源の継続的な確保	Ⅲ２（４）② 「孤独・孤立対策推進交付金」が地方公共団体における孤独・孤立対策の推進の原動力となるよう拡充を図り、地方自治体の取組を国がしっかり支える地方財源の継続的な確保に努めること、より使いやすいものとなるよう不断の見直しを行うこと	令和４、５年度 地方版PFモデル事業の実施、横展開。 令和６年度 孤独・孤立対策推進交付金、モデル事業による継続支援。 令和７年度 社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金による継続支援。
63		・支援者が孤独・孤立に至らないような対応・支援		・Ⅲ２（４）③ 地域のキーパーソンを支えるため、地方版官民連携プラットフォームを活用することが考えられる。 ・Ⅲ２（４）③ 広域的な支援を実施するＮＰＯ等と基礎自治体の連携、広域自治体と基礎自治体やＮＰＯ等との連携が促進されるよう、円滑に連携している事例を収集、横展開すること	地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームによる、地域の関係者の顔の見える関係づくりを以下で支援。 ・令和４、５年度 地方版PFモデル事業の実施、横展開。 ・令和６年度 孤独・孤立対策推進交付金、モデル事業による継続支援。 ・令和７年度 社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金による継続支援。
64			・官民連携にあたって、「水平型連携」が重要であることを意識すべき		孤独・孤立対策推進法の施行通知等において周知。 「地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの最も重要な特徴は、参画する関係機関等が対等に相互につながる「水平的連携」を目指すものである。」
65		・国と地方が共通の使命感の下での連携			孤独・孤立対策推進法において、国及び地方公共団体の責務を明記し、連携して取組を推進する。
66				・Ⅲ２（４）③ 孤独・孤立対策の推進のために民間企業が基金を立ち上げることや、そのような企業へのインセンティブを付与する事例があれば共有	現行の重点計画の基本方針に以下のように明記し、取組を推進。 「都道府県と市区町村との連携・協力を含めた地方自治体における体制整備や、地域の実情に応じた施策の展開・底上げを支援するため、地方自治体に対し、政府の孤独・孤立対策に関する施策や先行事例・好事例等の情報に加えて、 <u>既存の取組の活用を含めて地方自治体における施策の推進に資する留意点等の情報の提供・共有を行う。</u> 」

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	対応状況
67	・各種施策のロードマップ、PDCAサイクルの確立 ・法的な枠組みの必要性の議論	・孤独・孤立対策の法制化等の検討	・法の施行に向け、自治体等関係機関との連携をし円滑な施行に万全を期すべき	・Ⅲ２（４）③ 現場の意見を聴きながら、官民連携プラットフォームや地域協議会の運営の在り方についても、引き続き政府で検討	孤独・孤立対策推進法の成立・施行。 内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする「孤独・孤立対策推進本部」の設置。 孤独・孤立対策担当大臣を議長とし、全府省庁の局長・審議官級を構成員とする「孤独・孤立対策推進会議」の設置。 孤独・孤立対策推進法の施行通知、孤独・孤立対策地域協議会の設置及び運営に関するガイドラインの発出。 自治体からは、プラットフォーム等の設置方法や取り組み方が分からないとの声もあり、好事例だけでなく、取組を進める上での課題についても把握し、こうした自治体が参考にできるよう横展開に取り組む必要。
68	・個人情報保護と孤独・孤立に悩む方々への支援の必要性のバランス	・孤独・孤立対策における個人情報の取扱いの課題の明確化・制度的な対応等			孤独・孤立対策地域協議会における個人情報の取扱いについて、孤独・孤立対策地域協議会の設置及び運営に関するガイドラインに記載。
69	・物理的な住居の確保及び精神的な住民間のつながりを生む住環境支援 ・母子生活支援施設などの既存制度の活用	・物理的な住居の確保及び精神的な住民間のつながりを生む住環境支援ほか、住まいのセーフティネットの充実強化 ・生活全般の支援のみならず居住支援に焦点を当てたサービス提供や既存施策の見直しの検討		Ⅲ２（４）③ 地方公共団体、居住支援協議会、居住支援法人等による居住支援体制の整備と地域の孤独・孤立対策との連携を一層強化すること。	国土交通省においては、低額所得者や高齢者、障害者等の住宅確保要配慮者の住まいの確保として、公営住宅の整備や、民間賃貸住宅等の空き家や空き室を活用したセーフティネット登録住宅への登録を推進している。 また、国土交通省及び厚生労働省においては、居住支援協議会や居住支援法人等と連携して、孤独・孤立対策の観点も踏まえ、住宅確保要配慮者に対する入居時の相談、入居中の生活支援等を実施している。 こども家庭庁においては、ひとり親家庭等に対して、一定期間、母子生活支援施設等を活用し、離婚後の住まい・就業・生活等の支援を行う事業を実施しており、令和６年度からは、離婚前の困難を抱える家庭を新たな対象に加える等、更なる支援の強化を図ったところ。 住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化などを盛り込んだ「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律」が令和６年５月に成立、令和７年10月から施行（国土交通省及び厚生労働省の共管）。
70				・Ⅳ 孤独・孤立対策を通して社会を変えていく原動力が生まれることを期待 ・Ⅳ 法が施行され、総理大臣を本部長とする孤独・孤立対策推進本部が立ち上がり政府一体となった取組が一層本格化する令和６年度が、孤独・孤立対策の発展のターニングポイントとなるよう、国・地方公共団体における着実な取組が必要 ・Ⅳ あらゆる分野に孤独・孤立の視点が組み込まれることを目に見えよう、政府を挙げて取り組み、法の施行に取り組む地方自治体を国が支えよう強く要請 ・Ⅳ 党としても、その取組を応援し、地域にPRしていく。孤独・孤立対策の理念が広く社会に共有され、取組が浸透していくよう、党を挙げて取り組む。	重点計画に以下のとおり明記し、取組を推進。 「令和６年４月１日の法施行を受け、孤独・孤立対策については、推進法に基づいて内閣総理大臣及び内閣府特命担当大臣（孤独・孤立対策）のリーダーシップの下、孤独・孤立対策推進本部を中心に総合的な取組を強化・深化していく段階である。」